
第 2 部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の現状

第1節 生活排水の処理の流れ

本市における生活排水処理の流れを図 1-1-1 に示します。

公共下水道は東部・西部・楠の3箇所の処理場を経て周防灘を放流先としているほか、浜田川以東については山口市（旧阿知須区域）と設立した宇部阿知須公共下水道組合の阿知須浄化センターにて処理を行っています。

農業集落排水処理区域から発生する汚水は各処理場を経て、小野湖及び周辺の河川に放流しています。し尿及び浄化槽汚泥は、し尿については直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により収集したのち、本市のし尿処理施設で中間処理をされ、処理後に発生する余剰汚泥については、セメント原料化及び焼却処理の後に埋立処分を行っています。

なお、し尿処理施設からの処理水は、東部浄化センターを経て周防灘に放流しています。

また、生活雑排水については、合併処理浄化槽を整備している家庭においては、し尿とともに処理していますが、単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理を行っている家庭では、生活雑排水は未処理のまま中小河川及び農業用水路等の公共用水域へ放流されています。

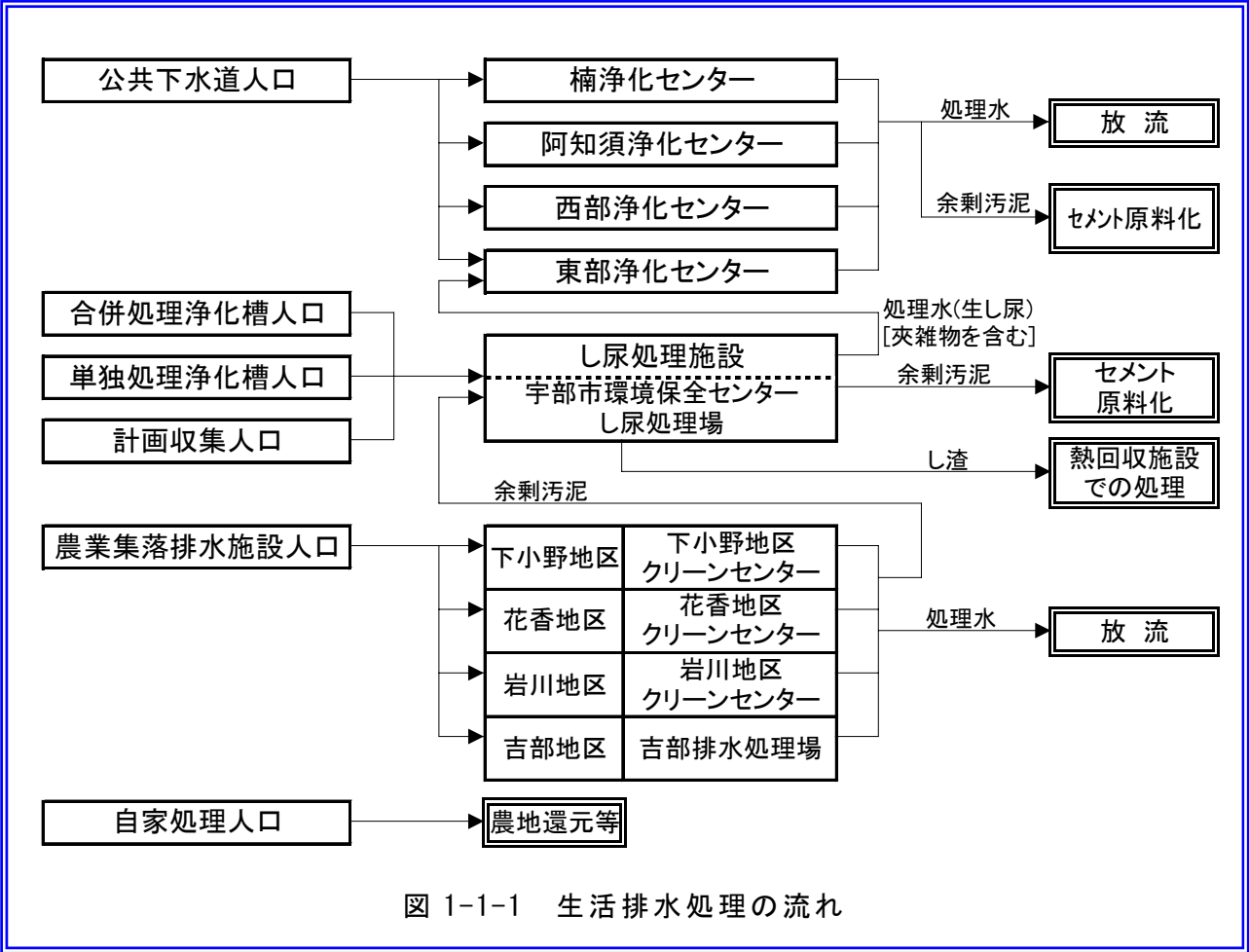


図 1-1-1 生活排水処理の流れ

第2節 処理形態別人口の推移

下水及び浄化槽等の普及状況を表1-2-1及び図1-2-1に示します。下水道の普及により、公共下水道人口は平成17年度から平成21年度にかけて6.1%増加し、非水洗化人口は26.4%減少しています。

一方、単独処理浄化槽による処理人口については、浄化槽法の改正（平成13年4月）により、単独処理浄化槽の新設を禁止とする法律が施行された後、減少傾向となっています。

(1) 公共下水道

本市の生活排水対策として、市域における整備及び管渠への接続を推進しており、平成21年度における公共下水道人口は113,064人であり、年々増加しています。

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備は完了しており、平成21年度における農業集落排水施設人口は1,659人であり、ほぼ横ばい傾向となっています。

(3) 合併処理浄化槽

平成21年度における合併処理浄化槽人口は28,550人であり、ほぼ横ばい傾向となっています。

(4) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口は、公共下水道の整備及び管渠への接続により年々減少しており、平成21年度における単独処理浄化槽人口は3,504人となっています。

(5) 非水洗化人口

計画収集人口は年々減少しており、平成21年度における計画収集人口は27,927人となっています。

なお、生活排水処理率は、公共下水道の整備普及により年々増加してきており、平成21年度における生活排水処理率は82.0%となっています。

表1-2-1 下水及び浄化槽等の普及状況

項目	年度	年度					H. 21/H. 17 変動率
		H. 17	18	19	20	21	
計画処理区域内人口	(人)	179,034	177,664	176,462	175,531	174,704	97.6%
非水洗化人口（計画収集人口）	(人)	37,929	32,999	33,021	30,074	27,927	73.6%
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	135,924	139,935	139,233	141,585	143,273	105.4%
合併処理浄化槽人口	(人)	27,733	28,505	28,871	28,791	28,550	102.9%
補助事業（小型）人口	(人)	10,018	10,781	11,444	11,848	11,389	113.7%
その他合併浄化槽人口	(人)	17,715	17,724	17,427	16,943	17,161	96.9%
公共下水道人口	(人)	106,567	109,747	108,665	111,115	113,064	106.1%
農業集落排水施設人口	(人)	1,624	1,683	1,697	1,679	1,659	102.2%
単独処理浄化槽人口	(人)	5,181	4,730	4,208	3,872	3,504	67.6%
生活排水処理率	(%)	75.9	78.8	78.9	80.7	82.0	—

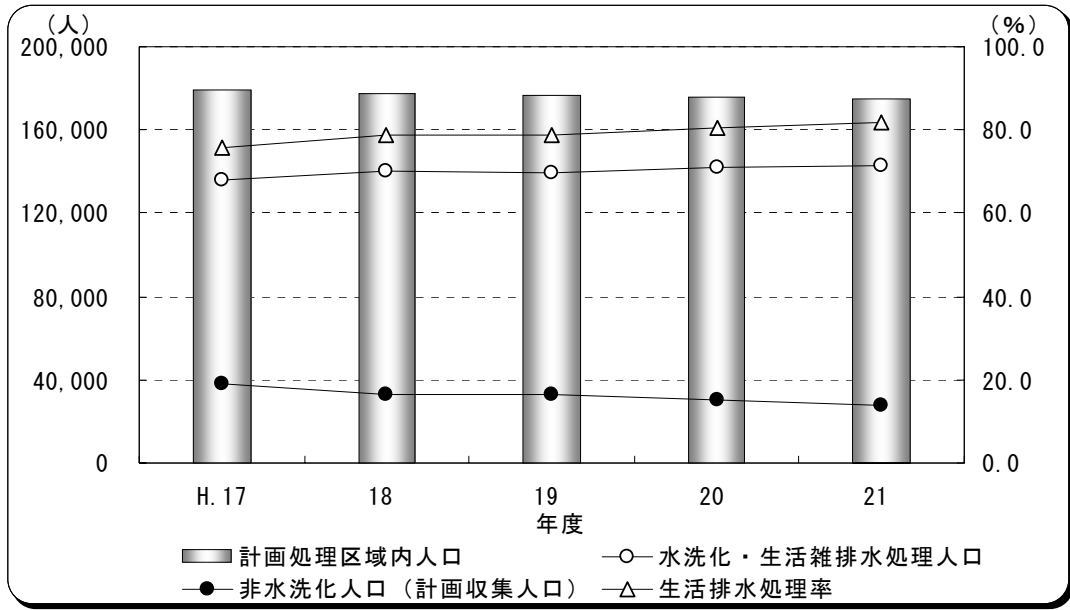


図1-2-1 下水及び浄化槽等の普及状況



第3節 生活排水処理施設の整備状況

1 公共下水道

本市における生活排水処理の基幹である公共下水道整備事業は、宇部地域では戦災復興事業とあわせて市街地を中心に昭和23年から整備が進められてきました。楠地域では、平成7年1月に事業認可を受け、管渠や浄化センターの整備を進め、平成12年度より船木地区を中心に供用を開始しています。

また、浜田川以東の地域では、平成3年度に隣接する山口市（旧阿知須町）と共同で宇部阿知須公共下水道組合を設立し、阿知須処理区として整備を進めています。

処理人口（接続人口）は年々増加しており、平成21年度末において113,064人となっています。

本市における公共下水道整備事業を表1-3-1に示します。

表1-3-1 公共下水道整備事業の概要

処理区	項目	全体計画	認可計画	実績※
	目標年次	H.37	H.26	—
西部処理区	処理面積(ha)	3,058.6	1,822.1	1,130.2
	処理人口(人)	73,300	56,100	41,134
	処理方式	凝集剤添加 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 + 急速濾過	標準活性汚泥法 及び ステップ流入式多 段硝化脱窒法	標準活性汚泥法
	排除方式		分流・一部合流	
東部処理区	処理面積(ha)	2,532.6	1,922.2	1,524.8
	処理人口(人)	70,700	68,300	65,709
	処理方式	凝集剤添加 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 + 急速濾過	標準活性汚泥法 及び 凝集剤添加 ステップ流入式 多段硝化脱窒法	標準活性汚泥法
	排除方式		分流・一部合流	
阿知須処理区 (本市のみ)	処理面積(ha)	970.0	327.0	216.5
	処理人口(人)	18,000	6,300	4,017
	処理方式	標準活性汚泥法 + 高度処理OD法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	排除方式		分流	
楠処理区	処理面積(ha)	271.4	182.4	158.3
	処理人口(人)	5,000	3,700	2,204
	処理方式	凝集剤添加 高度処理OD法 + 急速濾過	OD法+急速濾過	OD法+急速濾過
	排除方式		分流	

※平成22年3月末の実績

2 合併処理浄化槽

本市では、平成元年度から家庭用小型合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、対象は公共下水道認可区域以外（ただし、農業集落排水事業計画区域として市長が認める地域を除く）としています。

補助実績を表1-3-2に示します。

表1-3-2 合併処理浄化槽整備事業の概要

項目	年度	単 位	H. 17	18	19	20	21
個 人 設 置 型	(人)		1,052	1,066	629	577	507
	(基)		(270)	(262)	(167)	(145)	(133)
市 町 村 設 置 型	(人)		61	76	32	35	21
	(基)		(25)	(25)	(19)	(17)	(13)
合 計	(人)		1,113	1,142	661	612	528
	(基)		(295)	(287)	(186)	(162)	(146)

3 農業集落排水処理施設

本市において整備されている農業集落排水事業の概要を表1-3-3に示します。

供用開始している処理区は、宇部地域では下小野、花香、岩川地区の3地区、楠地域では吉部地区の1地区です

表1-3-3 農業集落排水事業の概要

項 目	単 位	下小野地区	花香地区	岩川地区	吉部地区
計 画 面 積	(ha)	54.8	120.0	12.2	85.0
計 画 人 口	(人)	1,100	1,540	170	1,200
接 続 人 口	(人)	888	1,333	112	560
供 用 開 始	—	H8.11	H13.3	H15.3	H16.4
計 画 汚 水 量	(m ³ /日)	297	416	46	324
計 画 汚 泥 量	(m ³ /年)	613	854	91	710

※平成22年3月末の実績



第4節 中間処理の現状

1 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び清掃の委託・許可件数、収集運搬機材を表1-4-1及び表1-4-2に示します。

本市におけるし尿の収集は、全市域を対象とし直営並びに委託業者により行っています。

一方、浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥収集は全て許可業者によって行われており、現在の許可業者数は5社となっています。

表1-4-1 収集・清掃の委託・許可業者数

項目	し尿	浄化槽汚泥	
	収集・運搬	収集・運搬	清掃
委託業者	1社	—	—
許可業者	—	宇部地域 楠地域	4社(兼業) 1社(兼業)

表1-4-2 し尿及び浄化槽汚泥量収集運搬機材

項目		収集車 (パキユム車)	運搬車	合計
直営	(台)	5	2	7
	(積載量kℓ)	(10)	(20)	(30)
委託業者	(台)	11	1	12
	(積載量kℓ)	30	(10)	(40)
許可業者	(台)	24	2	26
	(積載量kℓ)	(72)	(20)	(92)
合計	(台)	40	5	45
	(積載量kℓ)	(112)	(50)	(162)

出展) 環境省 一般廃棄物実態調査結果 (平成20年度)

2 既存し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要を表1-4-3に示します。

本市において収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、宇部市環境保全センターし尿処理施設に搬入し、処理を行っています。

また、し尿処理施設で処理された処理水は下水道終末処理場(東部浄化センター)へ送水し、余剰汚泥は脱水処理し民間セメント工場にて、セメント資源化処理を行っています。

表1-4-3 宇部市環境保全センターし尿処理場

施設名称	宇部市環境保全センターし尿処理場
所在地	宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272-4
敷地面積	4,000m ²
処理方式	好気性消化処理方式+凝集沈殿処理
処理能力	150kℓ/日
竣工	昭和60年3月
放流先	公共下水道(東部浄化センター)

3 し尿・浄化槽汚泥の収集量

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集量実績を表1-4-4及び図1-4-1に示します。公共下水道の普及率の向上により、し尿の収集量は減少傾向にあります。

また、浄化槽汚泥の収集量も減少しています。その要因として、平成13年度から単独処理浄化槽の新設禁止により合併処理浄化槽及び農業集落排水施設への切り替えが行われたことや、公共下水道の普及率の向上が考えられます。

し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量（発生原単位）の推移を表1-4-5、図1-4-2及び図1-4-3に示します。近年、発生原単位は安定した傾向を示しています。

表1-4-4 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

			H. 17	18	19	20	21
宇部地域	し尿 (kℓ/年)		29,874	28,486	25,574	22,882	20,922
	浄化槽汚泥 (kℓ/年)		33,121	32,675	32,838	33,161	31,996
	小計 (kℓ/年)		62,995	61,161	58,412	56,043	52,918
楠地域	し尿 (kℓ/年)		1,849	1,661	1,529	1,351	1,190
	浄化槽汚泥 (kℓ/年)		1,949	2,275	1,814	1,986	1,919
	小計 (kℓ/年)		3,798	3,936	3,343	3,337	3,109
合計 (kℓ/年)			66,793	65,097	61,755	59,380	56,027

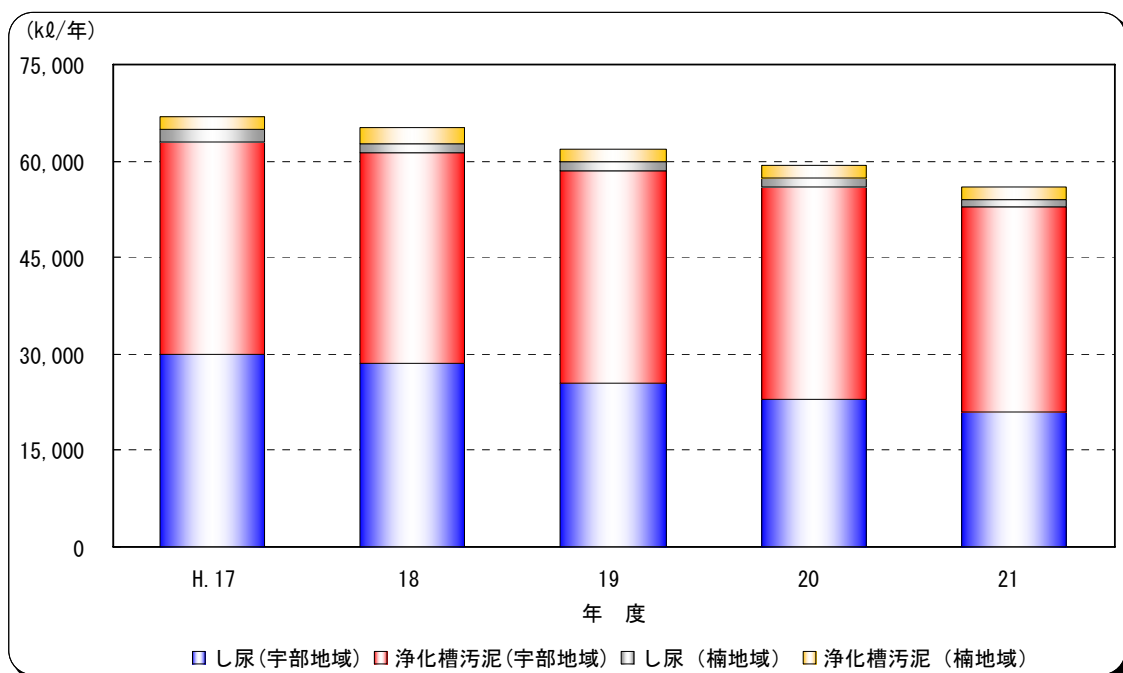


図1-4-1 し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

表1-4-5 発生原単位の推移

			H. 17	18	19	20	21
宇部市	し尿 (ℓ/人・日)		2.29	2.50	2.25	2.21	2.17
	浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)		2.92	2.88	2.87	2.95	2.90
宇部地域	し尿 (ℓ/人・日)		2.34	2.58	2.29	2.25	2.22
	浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)		2.94	2.87	2.91	2.96	2.91
楠地域	し尿 (ℓ/人・日)		1.68	1.67	1.71	1.69	1.56
	浄化槽汚泥 (ℓ/人・日)		2.66	2.98	2.31	2.71	2.74

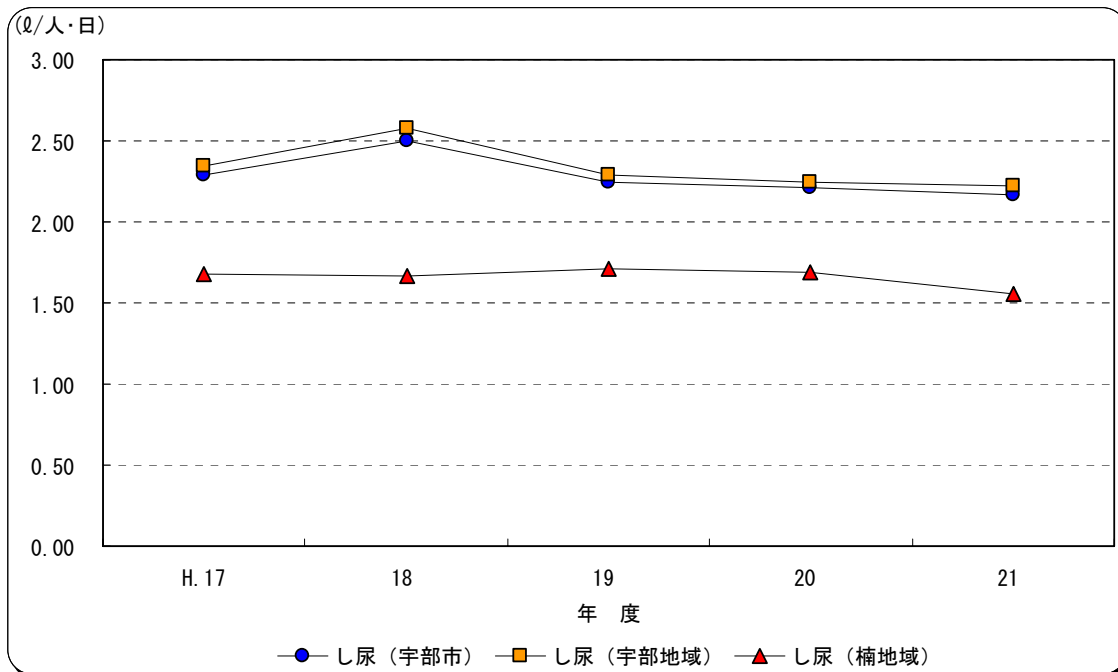


図1-4-2 発生原単位の推移 (し尿)

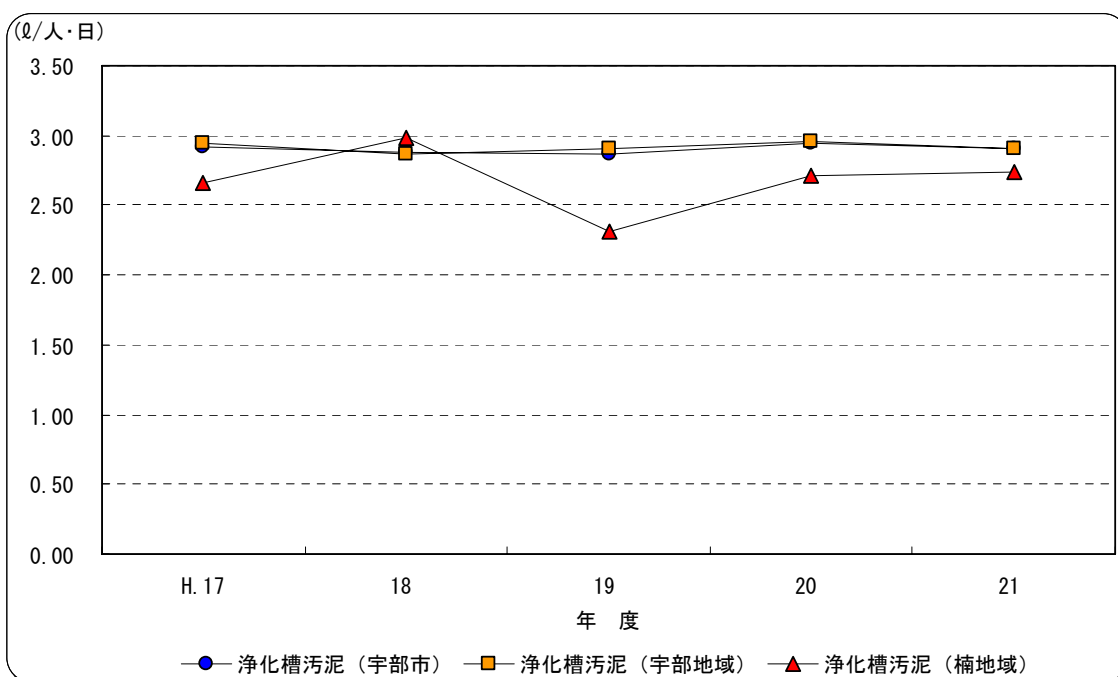


図1-4-3 発生原単位の推移 (浄化槽汚泥)

4 処理に要する経費

処理に要する経費の実績を表1-4-6及び図1-4-4に示します。

本市の処理経費については減少傾向であり、平成20年度においては8,761円/人、8,685円/kℓ となっています。

表1-4-6 処理経費の実績

		H. 17	18	19	20
処理経費	(千円)	621,493	695,767	682,034	515,723
人口	(人)	65,662	61,504	61,892	58,865
処理量	(kℓ/年)	66,793	65,097	61,755	59,380
1人当たり経費	(円/人)	9,465	11,313	11,020	8,761
kℓ当たり経費	(円/kℓ)	9,305	10,688	11,044	8,685

備考) 処理経費は建設・改良費を含んだ金額です。
 人口はし尿・浄化槽汚泥処理に係る人口です。
 (計画収集人口+合併処理浄化槽総人口)

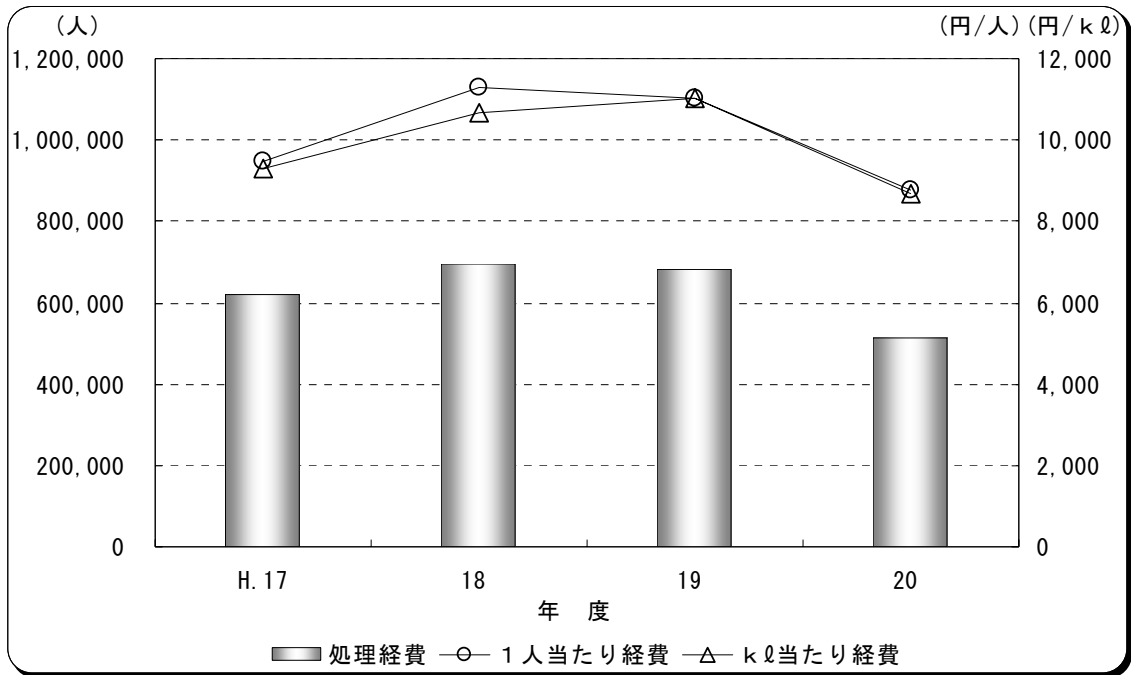


図1-4-4 処理経費の実績

第5節 下水道普及状況

本市における下水道普及状況を図1-5-1に示します。

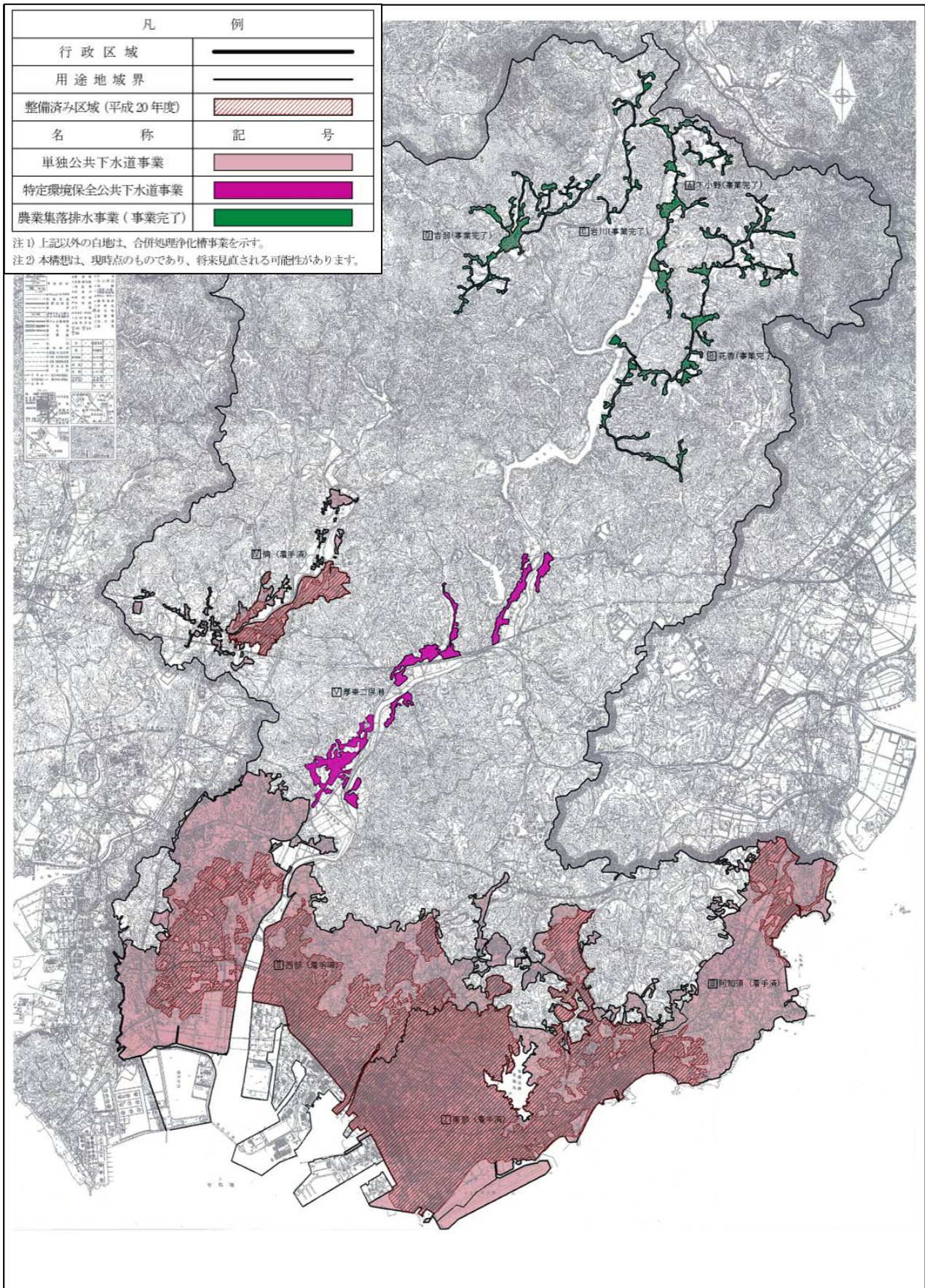


図1-5-1 下水道普及状況図

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針の設定

1 生活排水処理に係る基本方針

生活排水対策の基本は、各家庭での発生源対策を基軸として、市民の生活排水に対する意識啓発活動の強化と実践活動の促進に努めるとともに、地域特性等を十分考慮しながら合併処理浄化槽あるいは公共下水道等集合処理型施設の整備を計画的かつ効率的に推進していくこととします。

また、排出されるし尿及び浄化槽汚泥の効率的処理体制を構築します。

2 処理主体

本市における生活排水の処理主体を表2-1-1に示します。

表 2-1-1 生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本市・個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等

第2節 処理目標

前節において掲げた目標を達成するために、各地区の実情を考慮しながら概ね全ての生活排水を施設により処理することを目指します。

本市における生活排水処理の目標及び人口内訳を表2-2-1及び表2-2-2に示します。

表 2-2-1 生活排水処理の目標

	現在 (平成21年度)	中間目標年度 (平成27年度)	計画目標年度 (平成33年度)
生活排水処理率	82.0%	87.0%	91.9%

表 2-2-2 人口の内訳

	現在 (平成21年度)	中間目標年度 (平成27年度)	計画目標年度 (平成33年度)
行政区域内人口	174,704	168,985	161,000
計画処理区域内人口	174,704	168,985	161,000
水洗化・生活雑排水処理人口	143,273	147,000	147,953

第3節 生活排水の将来推計

生活排水処理率の向上を目標として、計画目標年度の処理形態別人口は、次の様に設定しました。

1 生活排水処理形態別の人口予測

(1) 共通事項

1) 計画処理区域内人口

将来人口の推計については、上位計画との整合を図るため「第四次宇部市総合計画」に掲げる推計を用いました。

2) 各処理形態別人口

平成17年度以降、人口が減少していることから、処理形態の変更の有無にかかわらず、各処理形態別人口が同程度に減少するものとししました。

具体的には、前年度の処理形態別人口に総人口減少率（＝当年度総人口に対する前年度総人口の割合）を乗じて算出を行いました。

例：前年度1000人、減少率99.1%で処理形態が同じ場合は、当年度991人としします。

(2) 合併処理浄化槽人口

公共下水道の整備区域以外の区域においては、今後も合併処理浄化槽の設置普及によって対処を行っていきませんが、公共下水道の整備により合併処理浄化槽から公共下水道への切り替えも進むため、減少していくことが推測されます。

(3) 公共下水道人口

下水道事業計画に基づき、下水道事業計画年度における水洗化人口を採用します。

(4) 農業集落排水施設人口

公共下水道、合併処理浄化槽の整備区域以外の地区においては、農業集落排水施設を整備していますが、整備状況は完了しているため、横ばい状態で推移するものとしします。

(5) 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽については、その新設禁止や、生活排水処理施設の推進等により減少していくことが推測されます。

(6) 非水洗化人口

計画処理区域内人口から前述した(1)～(5)を差し引いた値としします。

(7) 処理別人口のまとめ

本市における処理形態別人口のまとめを表2-3-1に示します。

表 2-3-1 各処理形態別人口

項目	年度									
	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	
総人口	179,034	177,664	176,462	175,531	174,704	174,440	173,349	172,258	171,167	
計画処理区域内人口	179,034	177,664	176,462	175,531	174,704	174,440	173,349	172,258	171,167	
水洗化・生活雑排水処理人口	135,924	139,935	139,233	141,585	143,273	144,549	145,127	145,623	146,099	
合併処理浄化槽人口	27,733	28,505	28,871	28,791	28,550	28,507	28,329	28,151	27,973	
公共下水道人口	106,567	109,747	108,665	111,115	113,064	114,386	115,153	115,838	116,503	
農業集落排水施設人口	1,624	1,683	1,697	1,679	1,659	1,656	1,645	1,634	1,623	
単独処理浄化槽人口	5,181	4,730	4,208	3,872	3,504	3,180	2,873	2,596	2,346	
非水洗化人口(計画収集人口)	37,929	32,999	33,021	30,074	27,927	26,711	25,349	24,039	22,722	

項目	年度								
	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	
総人口	170,076	168,985	167,669	166,353	165,037	163,721	162,405	161,000	
計画処理区域内人口	170,076	168,985	167,669	166,353	165,037	163,721	162,405	161,000	
水洗化・生活雑排水処理人口	146,559	147,000	147,227	147,431	147,615	147,777	147,917	147,953	
合併処理浄化槽人口	27,795	27,617	27,402	27,187	26,972	26,757	26,542	26,312	
公共下水道人口	117,152	117,782	118,236	118,667	119,078	119,467	119,834	120,113	
農業集落排水施設人口	1,612	1,601	1,589	1,577	1,565	1,553	1,541	1,528	
単独処理浄化槽人口	2,121	1,918	1,741	1,582	1,439	1,311	1,196	1,092	
非水洗化人口(計画収集人口)	21,396	20,067	18,701	17,340	15,983	14,633	13,292	11,955	

2 し尿・浄化槽汚泥発生量の推計

将来処理すべきし尿及び浄化槽汚泥の発生量を、生活排水処理人口と1人1日平均排出量(発生原単位)から予測しました。

各処理人口は前項で示した処理形態別の予測人口を用いました。

(1) し尿の発生原単位

汲み取りし尿の発生原単位の推移を表 2-3-2 に示します。実績の平均値を用い、将来におけるし尿の発生原単位としました。

表 2-3-2 汲み取りし尿の発生原単位

		単位	H.17	18	19	20	21	設定値
し尿 発生原単位	宇部地域	(ℓ/人・日)	2.34	2.58	2.29	2.25	2.22	2.34
	楠地域	(ℓ/人・日)	1.68	1.67	1.71	1.69	1.56	1.66

備考) 発生原単位 = 年間収集量 / (365日 × 計画収集人口) × 10³

(2) 浄化槽汚泥の発生源単位

浄化槽汚泥の発生原単位の推移を表 2-3-3 に示します。実績の平均値を用い、将来における浄化槽汚泥の発生原単位としました。

表 2-3-3 浄化槽汚泥の発生原単位

		単位	H.17	18	19	20	21	設定値
浄化槽汚泥 発生原単位	宇部地域	(ℓ/人・日)	2.94	2.87	2.91	2.96	2.91	2.92
	楠地域	(ℓ/人・日)	2.66	2.98	2.31	2.71	2.74	2.68

備考) 発生原単位 = 年間収集量 / (365日 × 計画収集人口) × 10³

(3) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥の将来推計値をまとめたものを表 2-3-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の将来推計は、将来におけるし尿・浄化槽汚泥の発生原単位と各処理形態別の将来人口を用いて推計しました。

表 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の推計

項目		年度	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	179,034	177,664	176,462	175,531	174,704	174,440	173,349	172,258	171,167
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	135,924	139,935	139,233	141,585	143,273	144,549	145,127	145,623	146,099
	合併処理浄化槽人口	(人)	27,733	28,505	28,871	28,791	28,550	28,507	28,329	28,151	27,973
	公共下水道人口	(人)	106,567	109,747	108,665	111,115	113,064	114,386	115,153	115,838	116,503
	農業集落排水施設人口	(人)	1,624	1,683	1,697	1,679	1,659	1,656	1,645	1,634	1,623
	単独処理浄化槽人口	(人)	5,181	4,730	4,208	3,872	3,504	3,180	2,873	2,596	2,346
	非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	37,929	32,999	33,021	30,074	27,927	26,711	25,349	24,039	22,722
収集量	し尿量	(kl/年)	31,723	30,147	27,103	24,233	22,112	21,424	20,736	20,048	18,923
	浄化槽汚泥量	(kl/年)	33,121	32,675	34,652	35,147	33,915	33,604	33,090	32,606	32,152
	合計	(kl/年)	64,844	62,822	61,755	59,380	56,027	55,028	53,826	52,654	51,075
項目		年度	H.26	H.27	H.28	H.29	H.30	H.31	H.32	H.33	
処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	170,076	168,985	167,669	166,353	165,037	163,721	162,405	161,000	
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	146,559	147,000	147,227	147,431	147,615	147,777	147,917	147,953	
	合併処理浄化槽人口	(人)	27,795	27,617	27,402	27,187	26,972	26,757	26,542	26,312	
	公共下水道人口	(人)	117,152	117,782	118,236	118,667	119,078	119,467	119,834	120,113	
	農業集落排水施設人口	(人)	1,612	1,601	1,589	1,577	1,565	1,553	1,541	1,528	
	単独処理浄化槽人口	(人)	2,121	1,918	1,741	1,582	1,439	1,311	1,196	1,092	
	非水洗化人口(計画収集人口)	(人)	21,396	20,067	18,701	17,340	15,983	14,633	13,292	11,955	
収集量	し尿量	(kl/年)	17,792	16,657	15,494	14,336	13,181	12,031	10,890	9,752	
	浄化槽汚泥量	(kl/年)	31,724	31,320	30,903	30,506	30,125	29,762	29,411	29,056	
	合計	(kl/年)	49,516	47,977	46,397	44,842	43,306	41,793	40,301	38,808	



第4節 し尿・汚泥処理計画

1 収集・運搬の計画

(1) 収集・運搬に関する目標（基本方針等）

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、住民サービスを低下させることがないように、適切な収集運搬体制を維持します。

(2) 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集区域は行政区域内全域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

し尿については直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により収集を行っています。単独処理浄化槽の新設禁止や生活排水処理施設の推進等により、汲み取り人口及び浄化槽人口は減少することが予測されます。

そのため、し尿及び浄化槽汚泥の発生量を可能な限り正確に予測し、状況に応じた収集運搬体制の確立を図ることとします。

また、バキューム車による収集運搬が最も効率的であるため、今後も、この方式を採用することとします。

計画目標年度（平成33年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量を表2-4-1に示します。

表 2-4-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

	計画目標年度(平成33年度)		合 計
	し 尿	浄化槽汚泥	
宇部地域	8,632	27,370	36,002
楠地域	1,120	1,686	2,806
合 計	9,752	29,056	38,808

(4) 収集・運搬業務量の推計

平成21年度と計画目標年度（平成33年度）における、し尿及び浄化槽汚泥収集量の比較を表2-4-2に示します。

計画目標年度（平成33年度）における、し尿及び浄化槽汚泥収集量は平成21年度の収集量の約7割に減少します。

表 2-4-2 し尿及び浄化槽汚泥収集量比較

	し 尿		浄化槽汚泥		合 計	
	H.21	H.33	H.21	H.33	H.21	H.33
宇部地域	20,922	8,632	31,996	27,370	52,918	36,002
	41.3%に減少		85.5%に減少		68.0%に減少	
楠地域	1,190	1,120	1,919	1,686	3,109	2,806
	94.1%に減少		87.9%に減少		90.3%に減少	
合 計	22,112	9,752	33,915	29,056	56,027	38,808
	44.1%に減少		85.7%に減少		69.3%に減少	

上段：収集量（単位：kℓ）

下段：H.21年度に対する計画目標年度（H.33年度）の割合

2 中間処理の計画

(1) 中間処理の目標（基本方針）

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、収集後のし尿及び浄化槽汚泥を安定かつ適正に処理が行える施設の整備を図り、衛生的な処理体系を確立する事を目標とします。

そのため、以下のような基本方針に従い、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行います。

- ①し尿・汚泥処理体系は、宇部市東部浄化センター再構築事業の実施に併せ、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）により、施設整備を行い、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の異物を除去する前処理を施した後、下水道終末処理場（東部浄化センター）で処理します。

<スケジュール>

平成 23 年	既設し尿処理施設改築設計
平成 24 年	既設し尿処理施設改築工事
平成 25 年	暫定実施
平成 26 年	本格実施

- ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を始めとする関係法令等の主旨を十分に満足させるものとします。
- ③地域住民に十分理解されるよう努めるとともに、環境保全及び住民と直結した生活環境の向上に役立つものとします。